

## 理由書

### (名古屋都市計画公園 2・2・2102号北公園はじめ4公園)

都市計画公園である北公園、愛宕公園、南公園及び西公園（以下、「北公園はじめ4公園」という。）が当初決定された昭和14年の社会情勢は、人口増加社会であり、昭和12年10月の防空法施行を受けて、防空・防災対策を主眼とする防空緑地事業という名目で相次いで都市計画公園が計画されました。しかしながら、国勢調査による当市の人口推移は、平成22年に人口減少となり、平成27年以降も引き続き減少であることから、人口減少社会へと情勢は転換しています。一方、北公園はじめ4公園は長期未着手公園となり、都市計画法第53条の建築制限の中で住宅等が建築され、すでに住宅市街地が形成されています。このように、当初決定から80年以上の月日が経過し、社会情勢が変化していることから、都市計画を適切に見直す必要があります。

当市の最上位計画である「津島市第5次総合計画（令和3年9月）」において、これからのまちづくり視点として、人口減少が進んでも利便性の高い日常生活の維持と効率的なインフラの維持管理を実現するために、各地区の拠点を中心に、居住や都市機能の集約を図る「コンパクトシティ」に転換してまちの持続可能性を高めていくことが求められているとしており、未整備の公園については、めざすべき都市構造にあわせて見直し等が求められているとしています。

これに対応したまちづくりを目指し、「津島市都市計画マスタープラン（令和3年12月）」の都市公園等の整備方針において、今後の人口減少・高齢化の進展に対応したコンパクトシティの実現に向け、市民ニーズへの対応を踏まえつつ、未整備となっている公園の再配置を検討することとしており、不足する都市公園等については、小中学校敷地、児童遊園、どんぐり広場及び生産緑地等を地区公園（4ヘクタール程度）、街区公園等（0.25ヘクタール程度）の機能を代替するものとして位置づけ、必要に応じて見直しを検討することとしています。また、「津島市緑の基本計画（令和3年12月）」においても、過去に計画した公園配置計画は社会情勢の変化や地域の実情に合わなくなっているため、住民意向を踏まえ、公園の再配置や機能変更、また廃止等を含め柔軟に見直す方向性を示しています。

これらの関連計画に基づき、当市では都市計画公園の必要性を検証し、「津島市都市計画公園の見直し方針（令和6年7月）」を策定しました。この見直し方針に基づき、長期未着手公園である北公園はじめ4公園の都市計画変更手続きを進めます。

見直し方針において、既存の児童遊園やどんぐり広場等の身近な公園を含めた都市公園等における生活徒歩圏域から公園配置を検討した結果、北公園はじめ4公園の圏域は、既存の都市公園等における圏域内に位置し、重複した公園配置となることから、北公園はじめ4公園の持つ機能は、既存の都市公園等により補完されていることが確

認されました。

以上より北公園はじめ4公園を廃止します。